

主 文

本件再審請求を棄却する。

理 由

上告を棄却した決定に対して再審の請求をするには、刑訴法四三六条一項各号の場合において刑訴規則二八三条の規定に従うことを要する。しかるに、本件再審請求は、その趣意書に原裁判の謄本、証拠書類および証拠物を添付していないから法律上の方針に違反するものであつて、不適法たるを免れない。

よつて刑訴法四四六条により、主文のとおり決定する。この決定は、裁判官全員一致の意見である。

昭和四八年四月二五日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 江 里 口 清 雄

裁判官 関 根 小 郷

裁判官 天 野 武 一

裁判官 坂 本 吉 勝